

2005年6月10日

各位

株式会社 千趣会

より子育てしやすい職場環境づくりに取り組みます 次世代法に基づく行動計画を策定

株式会社 千趣会(本社 大阪市、社長 行待裕弘)は、本年4月1日から完全施行になった「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」に基づき行動計画を策定いたしました。従業員にとって子育てしやすい環境づくりを目指すために従来の育児休暇制度の見直しを図り、安心して仕事と出産や育児ができる環境づくりに取り組みました。

千趣会は今後も、社員が仕事と育児の両立ができるように、積極的に社員へのバックアップを図ってまいります。

【行動計画概要】

計画期間：2005年4月1日～2007年3月31日までの2年間

行動計画の目標と新設制度および変更された各種休暇制度の主な内容は以下のとおり。

目標	計画期間内に、育児休業者の取得状況を次の水準以上とする。 男性社員・・・年に1人以上 女性社員・・・取得率を70%以上
目標	小学3年生以下の子を持つ社員がとることのできる短時間勤務制度を導入し、認知・啓発をすすめる。
目標	有休取得促進

育児休業制度

子供が2歳になる誕生日まで取得することができます。(現行は1歳まで)

最初の5日間を有給とし、配偶者が働いていない場合でも、生後6か月までは取得できます。(新制度)

短時間勤務制度

子供が小学校に入学するまで2時間、小学3年生までは1時間短く勤務することができます。(現行は1歳まで)

サポーター制度

妊娠中から職場復帰後まで、現状どおり仕事の第一線にかかわっていただけるように、実際に子供を産んで仕事を続けている先輩が、仕事と子育てのアドバイスや上司への橋渡し役を行います。(新制度)

休業中の情報提供・教育

育児休業中の一定期間に出社ができなくてもキャリアが継続していただけるように、資生堂が提供している育休取得者の職場復帰を支援するシステム「wiwiw(ウィウィ)」を導入。

PCを会社が貸し出すことにより、定期的に職場上司とのメール交換や社内情報(イントラネット)の閲覧が可能となります。(新制度)

出産祝い金の支給

子供が誕生した社員には社長の直筆メッセージとともに、ベルメゾン商品券5万円を支給します。(新制度)

家族看護休暇

子供、両親、配偶者など、家族の病気や看護が必要のときに取得ができます。子供の年齢は問いません。(新制度)

本件に対するお問い合わせ先

株式会社千趣会 大阪市北区同心1-6-23 総務・IR広報部 田島正樹

TEL 06-6881-3100 FAX 06-6881-3050 E-mail m-tajima@senshukai.co.jp